様式第１号

中高生による地域課題チャレンジプロジェクト実施事業

公募型プロポーザル応募申請書

令和　　年　　月　　日

兵庫県 阪神南県民センター長　様

所在地

名称

代表者職氏名

電話番号

電子メール

　「中高生による地域課題チャレンジプロジェクト実施事業」公募型プロポーザル募集要項に基づき、下記の関係書類を添えて応募します。

　また、同要項６に掲げる要件を全て満たしていることを誓約します。

記

　　１　提案者概要（様式第２号）

　　２　企画提案書（任意様式・Ａ４片面印刷）

　　３　経費積算見積書（様式第３号）

　　４　その他提案内容を説明する書類（任意様式・Ａ４片面印刷）

　　５　添付書類

　　　(1) 会社概要等提案者の概要を説明する書類

　　　(2) 納税証明書（２種類：提出の日において発行から３ヶ月以内のもの）

　　　　①　消費税又は地方消費税に滞納のない証明

　　　　　　国税所管：税務署（納税証明書「その３の２」若しくは「その３の３」）

　　　　②　兵庫県税に滞納のない証明

　　　　　　地方税（都道府県）所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書（３）」）

　　　　　　 ※ 兵庫県税について、課税実績がない場合は誓約書（様式第４号）

様式第２号

提案者概要

提案者名：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所  （主たる事務所の所在地） | | 〒 |
| 担当者 | 所属・氏名 |  |
| 住所 |  |
| 連絡先 | TEL： FAX： |
| E-mail | ※ パソコンからのメールが受信できるアドレスを記載してください。  　今後の連絡先とさせていただきます。 |
| 創立年月日 | | 年　　月　　日 |
| 法人年月日 | | 年　　月　　日　※ 法人化していない場合は不要です。 |
| 従業員数 | | 人（うち正社員　　　人） |
| 主な事業内容 | |  |
| 提案者の事業等の特色  （ＰＲ点） | |  |
| ホームページＵＲＬ | |  |

【記載にあたっての注意事項】

　(1) 枠内に収まらない場合は、必要に応じて枠を拡張するか任意の様式で別紙として作成ください。

　(2) 会社概要（パンフレット）等がある場合は、添付してください。

企画提案書（Ａ４版）

【留意事項】

　提案する業務の内容について、分かりやすく資料を作成してください。

　（図、写真なども活用してください。）

【必ず記載する事項】

　(1) 参加者の募集人数及び募集方法

　(2) ワークショップの内容（回数・場所・実施方法等）及び進行方法

　(3) プレゼンテーションの発表形式や進行方法

　(4) 参加者へのサポート体制

　(5) 参加者間のコミュニケーション方法

　(6) 事業実施のスケジュール

　(7) 事業実施の組織体制

　(8) 独創的な提案・工夫する点

　(9) 他の事業者と比べたときの優位性（アピール）

様式第３号

経費積算見積書

提案者名：

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 積算内訳（単価・数量等） | 見積金額 |
|  |  |  |
| 小　計：(A) | |  |
| 消費税：(B)＝(A)×消費税率 | |  |
| 合　計：(C)＝(A)＋(B) | |  |

【記載にあたっての注意事項】

　(1) 必要な項目が記載されていれば、Excel等で作成した経費積算見積書でも差し支えありません。

　(2) 区分に計上する見積金額は税抜き金額としてください。

　(3) 経費については、可能な限り、積算根拠（単価、数量）を明示してください。

　(4) 消費税免税事業者の場合は、「消費税」欄にその旨記載してください。

　(5) 枠内に収まらない場合は、必要に応じて枠を拡張するか任意の様式で別紙として作成ください。

様式第４号

誓　　約　　書

兵庫県 阪神南県民センター長　様

下記の事項について相違ないことを誓約します。

　・兵庫県税（個人県民税及び地方消費税を除く全ての税目）について課税実績がないこと。

　　【法人県民税及び法人事業税が課されない理由】

　　　（該当するものにチェックを入れてください。）

　　　□ 公益法人等であり収益事業を行っていないため（法人税法第150条の規定による収益事業開始届を所轄税務署に提出していない。）。

　　　□ 兵庫県内に事務所又は事業所を有しないため。

　・収益事業を開始したこと等により兵庫県税が課された場合には、納期内に確実に納付すること。

年　　月　　日

所在地

名称

代表者職氏名

電話番号

電子メール